



熊本県公報

第13363号
令和6年(2024年)
9月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 漁船保険付保義務の消滅(川口加入区)…………… (団体支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 3
- 肥料登録…………… (農業技術課) 3
- 公共測量の実施…………… (監理課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 5
- 公共測量の終了…………… (監理課) 5
- 公共測量の終了…………… (") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 8
- 令和6年度(2024年度)後期技能検定の実施…………… (労働雇用創生課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 14

登 載 依 頼

- 熊本県選挙管理委員会規程の一部の改正…………… (選挙管理委員会) 14
- 熊本県立美術館分館指定管理者の募集…………… (文化課) 15
- 令和6年度(2024年度)熊本県観光審議会の開催…………… (観光審議会) 16

告 示

熊本県告示第762号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社愛和	訪問看護ステーションいいの	上益城郡益城町大字赤井1968番地	令和6年(2024年)9月1日	訪問看護

熊本県告示第763号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社愛和	訪問看護ステーションいいの	上益城郡益城町大字赤井1968番地	令和6年(2024年)9月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第764号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により令和2年(2020年)9月4日熊本県告示第691号で公示した川口加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和6年(2024年)9月3日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第765号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社OKIKUMA	訪問看護ステーション ラシク アーレ光の森	合志市幾久富1656-459	令和6年(2024年)9月1日	訪問看護

熊本県告示第766号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社OKIKUMA	訪問看護ステーション ラシク アーレ光の森	合志市幾久富1656-459	令和6年(2024年)9月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第767号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社しらこぼと	訪問介護ステーションけやき	菊池郡菊陽町津久礼2098-41	令和6年(2024年)9月1日	訪問介護

熊本県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和6年（2024年）9月6日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エフフォーリア	ほほ笑みテラス	阿蘇郡西原村布田948番地1	令和6年（2024年）9月1日	通所介護

公 告

熊本県公告第550号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出について同法第8条第1項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和6年（2024年）9月6日

熊本県知事 木村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン八代店
八代市沖町六番割3987番3 外11筆
- 八代市から聴取した意見
 - 騒音規制法、振動規制法及び県条例等に基づく特定建設作業を実施する際、及び特定施設を設置する際は、関係法令に基づき必要な届出書を提出すること。
 - 県地下水保全条例で規定する揚水設備により地下水を採取するときは、「地下水採取届出書」を提出すること。（揚水設備：吐出口の断面積が6cm²（直径≒2.8cm）以上のもの。）
 - 10m以上の建築物を建設するときは、市の電波障害防止に関する指導要綱に基づき、「建築計画書及び電波障害防止計画書等」を提出すること。
 - 早朝、深夜の出退・駐車車両及び荷下ろし作業等に係る騒音については特に配慮するとともに、規制基準を超過する場合は、その対策を講じること。
 - 夜間照明については、周辺住民への影響や地球温暖化対策の観点を踏まえ、設置箇所や角度、基数等を検討すること。
 - 周辺住民からの苦情申立てに対して誠実に対応すること。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和6年（2024年）9月6日から令和6年（2024年）10月6日まで

熊本県公告第551号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年（2024年）9月6日

熊本県知事 木村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1484号	混合有機質肥料	混合有機221号	窒素全量：2.5 りん酸全量：2.1 加里全量：1.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子3番地4	令和12年（2030年）9月30日

熊本県公告第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の

規定により熊本県南広域本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(4級基準点測量)	令和6年(2024年) 8月26日から 令和7年(2025年) 1月31日まで	氷川町鹿野地内

熊本県公告第553号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート山鹿
山鹿市熊入町西田173番地
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日
- 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第554号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート人吉
人吉市上薩摩瀬町園田880番地
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日

- 4 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第555号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大津店
菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1286番1号 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
(変更後)
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
(変更後)
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部総務部振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第556号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県南広域本部芦北地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空レーザ測)	令和6年(2024年)	佐敷川流域

量)	5月13日から 令和6年(2024年) 7月31日まで	
----	-----------------------------------	--

熊本県公告第557号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県県央広域本部宇城地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(地図情報レベル500(0.5mグリッド)・航空レーザ測量による地形測量)	令和6年(2024年) 2月22日から 令和6年(2024年) 8月22日まで	熊本市、宇土市、宇城市、美里町、甲佐町

熊本県公告第558号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート八代高田
八代市本野町西道善寺2301番地1
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日
- 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第559号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート牛深
天草市牛深町大池田1545番地5
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前)

株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号

(変更後)

株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号

3 変更の年月日

令和6年(2024年)6月1日

4 届出年月日

令和6年(2024年)7月4日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務部総務振興課

令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで

6 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第560号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート三角
宇城市三角町三角浦1159番地127

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号

(変更後)

株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号

3 変更の年月日

令和6年(2024年)6月1日

4 届出年月日

令和6年(2024年)7月4日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課

令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで

6 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第561号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス高森店

- 阿蘇郡高森町大字高森2112番地1 ほか
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 (変更後)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 (変更後)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日
 令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日
 令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
 令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
 法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
 なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第562号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイレックス錦町店
 球磨郡錦町大字西3603
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 (変更後)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 (変更後)
 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日
 令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日
 令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課

令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
 6 その他
 法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができ、意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第563号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により令和6年度(2024年度)後期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により次のとおり公示する。
 令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木村 敬

1 実施職種(作業)

- (1) 特級
 金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造
- (2) 1級及び2級
 機械検査(機械検査作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供服縫製作業)、みそ製造(みそ製造作業)、菓子製造(洋菓子製造及び和菓子製造作業)、かわらぶき製作(建築配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシート工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、塗装(鋼橋塗装作業)
- (3) 単一等級
 バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)
- (4) 3級
 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって実施。

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の(ア)から(オ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額

- (ア) (イ)から(オ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円
- (イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)並びに(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき13,700円
- (ウ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき9,200円
- (エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を除く。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されてい

る者を除く。)若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(オ)において同じ。)である受検者((オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円

(オ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であつて、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1職種につき3,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和6年(2024年)12月5日(木)から令和7年(2025年)2月16日(日)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和6年(2024年)11月28日(木)以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1級及び2級	機械検査、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工	令和7年(2025年)1月26日(日)
3級	シーケンス制御、内燃機関組立て、配管	
特級	金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	
1級及び2級	農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
3級	造園、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図	
1級及び2級	半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装	令和7年(2025年)2月9日(日)
3級	機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、電気製図	

※ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(キ) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

- 熊本県職業能力開発協会
所在地 〒861-2202
熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818
- (3) 受付期間
令和6年(2024年)10月7日(月)から令和6年(2024年)10月18日(金)まで
- (4) 受検申請に関する注意等
ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
なお、郵送による申請書は、令和6年(2024年)10月18日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、原則として、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。
- 6 合格発表等
(1) 合格発表
技能検定の合格者の受検番号を、令和7年(2025年)3月14日(金)に熊本県庁ホームページに掲載する。
(2) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が令和7年(2025年)3月14日(金)以降に書面で通知する。
(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第564号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート松島
上天草市松島町大字合津7915番地21
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 3 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日
- 4 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務部総務振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない

者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート東山鹿
山鹿市古閑十三部1006番地5
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 変更の年月日
令和6年（2024年）6月1日
- 届出年月日
令和6年（2024年）7月4日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
令和6年（2024年）9月6日から令和7年（2025年）1月6日まで
- その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年（2025年）1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス荒尾店
荒尾市大島町三丁目430番1 ほか
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
(変更後)
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
(変更後)
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 変更の年月日
令和6年（2024年）3月1日
- 届出年月日

- 令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第567号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート多良木
球磨郡多良木町多良木1385番地2
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 3 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日
- 4 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第568号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート宇土
宇土市善道寺町字綾織95番地
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号

- 3 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日
- 4 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第569号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめマート鏡
八代市鏡町内田275番地1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 藤木 淳
熊本市東区上南部二丁目2番2号
(変更後)
株式会社ゆめマート熊本 代表取締役 寺本 智広
熊本市東区上南部二丁目2番2号
- 3 変更の年月日
令和6年(2024年)6月1日
- 4 届出年月日
令和6年(2024年)7月4日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和6年(2024年)9月6日から令和7年(2025年)1月6日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月6日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第27号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程(昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書きを加える。
ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

附 則

この規程は、令和6年(2024年)9月6日から施行する。

熊本県教育委員会公告第40号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和6年(2024年)9月6日

熊本県教育長 白石伸一

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県立美術館分館
- (2) 場所
熊本市中央区千葉城町2番18号
- (3) 施設の内容、規模等
ア 敷地面積 4,071.43平方メートル
イ 主な建物 熊本県立美術館分館(鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階、塔屋1階、延床面積5,084.62平方メートル)
- (4) 施設の概要
熊本県立美術館分館(展示室及び展示関連施設、附属施設、事務管理施設、機械室、倉庫)

2 指定管理者が行う業務

- (1) 展示のための施設を提供する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持並びに修繕に関する業務
- (4) その他、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定期間

令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

4 参加資格

- 次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- (7) ま経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続に関する規則(平成16年教育委員会規則第6号))(別記様式)
イ 熊本県立美術館分館指定管理者事業計画書(事業計画書)及び収支予算書(別記様式1及び2)
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
(ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないため(5)が提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類、過去決算期がない団体にあつては、今年度における収支計算書、残高試算表、予定貸借対照表)
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
(ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないため(6)が提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類、過去決算期がない団体にあつては、今年度における事業計画書)
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表
団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）
詳細は、募集要項に記載
- (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁教育総務局文化課 総務班（県庁行政棟新館8階）
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2704（内線57263）
- (3) 提出期間
令和6年（2024年）9月27日（金）から令和6年（2024年）10月7
日（月）までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
10部（9部は複写可）
- 6 指定管理候補者の選定
令和6年（2024年）10月17日（木）に開催予定の指定管理候補者選考委員会
からの指定管理候補者に関する選考意見の報告を受け、最終的に教育委員会において選
定する。
- 7 募集要項の交付及び掲載
令和6年（2024年）9月6日（金）から令和6年（2024年）10月7日
（月）までの間に、5の(2)に掲げる場所で交付及び県ホームページに掲載する。
- 8 現地説明会
(1) 日時
令和6年（2024年）9月19日（木）午後2時00分から（予備日：9月2
0日（金））
(2) 場所
熊本県立美術館分館 3階会議室
(3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に
あらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの。
オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められる
もの。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため
複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示すること
がある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に
ついて説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定
する。
(3) 委託料は、熊本県立美術館分館の維持管理に係る経費とする。
(4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県観光審議会公告第1号

令和6年度（2024年度）第1回熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

令和6年（2024年）9月6日

熊本県観光審議会 会長 宮尾 千加子

- 1 日時
令和6年（2024年）9月12日（木）午前10時30分から正午まで
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」（熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）
- 3 議題
次期「ようこそくまもと観光立県推進計画」の検討について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、

事務局の指示に従い、傍聴することができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県観光審議会事務局(熊本県観光戦略部観光企画課内)

(電話096-333-2332)